

# 府税における「はんこレス」の取組



©2014 大阪府もずやん

## ■「はんこレス」の概要

大阪府では、申請・届出の負担軽減や手続きのオンライン化推進を目的として、大阪府に提出される申請書等への押印義務を廃止するため、「はんこレス」の取組を進めてきました。その結果、府税に関する手続きについては、令和3年4月1日から原則、押印が不要となりました。

適用日：令和3年4月1日から

## ■対象となる手続き

- ・府税に関する申請、届出等の各種手続き

※国の法令等に基づき押印が求められているもののほか、以下の主な例をはじめとして、引き続き押印が必要となる書類がございます。詳しくは、大阪府ホームページ（「府税あらかると」内の「手続案内（様式等のダウンロードサービス）」をご確認ください。

## ■「はんこレス」の対象外となる手続名及び書類名（主な例）

手続名	書類名
担保提供に関する手続き	保証書
	担保提供書
	抵当権設定登記原因証明情報・承諾書
個人事業税の口座振替関係の申請	大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届(甲)
	大阪府税納付(納入)書送付依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届(乙)
	大阪府税預金口座振替指定預金口座変更届(甲)(乙)
納税証明書の交付請求	納税証明書交付請求書の委任欄または委任状

※詳しくは、各府税事務所等の窓口までお問合せください。